例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額とし、当該償却資産のうち令和三年地方税法等改正法附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた令和三年地方税法（以下「令和三年改正前地方税法」という。）附則第六十四条及び令和三年地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた令和三年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下「令和五年改正前地方税法」という。）附則第六十四条に規定するものにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とする。以下この条において同じ。）のうち地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　略］

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法）

第二十八条の三　特別法人事業譲与税の基準税額は、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第三十一条の規定によつて当該都道府県に対して前年度の五月、八月、十一月及び二月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額に〇・九〇〇を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

税法等改正法附則第十二条第七項に係るものにあつては法律の範囲内において各市町村が条例で定める割合をそれぞれ乗じて得た額とし、当該償却資産のうち地方税法附則第六十四条及び令和三年地方税法等改正法附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた令和三年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和三年改正前地方税法」という。）附則第六十四条に規定するものにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における当該償却資産の課税標準となるべき価格とする。以下この条において同じ。）のうち地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

［二～四　同上］

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法）

第二十八条の三　特別法人事業譲与税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A＜0のとき　（B×15.8435393＋B×1.48907162）×0.75

A≧0のとき　（B×15.8435393－B×15.8435393×0.75）×0.75（ただし、B×15.8435393×0.75－（B×15.8435393×0.75＋C－D）≧0のときは、B×15.8435393×0.75はB×15.8435393×0.75＋C－Dとする。）

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した額

算式

a×15.8435393×0.75＋b－c

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）第30条第1項第2号に規定する人口

b　法第10条第3項本文の規定により総務大臣が決定する当該年度の普通交付税の額（以下この条において「当該年度普通交付税額」という。）の算定に用いる基準財政収入額の算定基礎のうち特別法人事業譲与税の収入見込額の100分の75に相当する額以外の合算額

c　当該年度普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額

B　符号Aの算式の符号aに同じ

C　符号Aの算式の符号bに同じ

D　符号Aの算式の符号cに同じ

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額（地方税法等

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第二十九条　地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額（地方税法等